

5 介号外
令和 6 年(2024 年) 2 月 26 日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 6 年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業予定について (照会)

県福祉行政については、日ごろからご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記事業の実施予定について下記のとおり照会しますので、外国人人材用の住居借りに必要な費用の補助を希望する場合には、必要書類を提出してください。

記

1 事業内容

介護施設を経営する者が、外国人介護人材用の住居を借り上げ居住させる場合、住居借り上げ等に必要な費用の補助を行う。

なお、外国人介護人材とは、「特定活動」(経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。)、「介護」、「技能実習」又は「特定技能 1 号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。

2 補助対象経費

賃借料、共益費(管理費)、インターネット回線使用料、プロバイダ料金等

なお、自法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費は補助対象としない。また、敷金、礼金、更新料は補助対象外とする。

3 補助上限額

- (1) 1 人あたり月額から居住者負担額を引いた額の 1 / 2 以内。補助上限額は 15,000 円とし、千円未満の端数は切り捨てる。(1 戸に複数で入居する場合は、補助対象経費の合計額を入居人数で除した額を 1 人あたりの月額とする。)
- (2) 補助金の交付を申請できる外国人介護人材の人数は、受入施設ごとに 4 名を上限とする。
- (3) 補助対象期間は雇用開始から 1 年を経過する日までとする。
- (4) 受入施設ごとの補助上限額を 20 万円とする。(令和 6 年度事業より適用予定)

4 対象期間

令和 6 年 4 月 1 日以降に事業開始し、令和 7 年 3 月 31 日までに完了するもの

※ 事業開始日とは、雇用開始と住居への入居が重なる日を指します。

※ 令和 5 年度から雇用している外国人介護人材を引き続き補助金の対象とする場合、補助対象期間は「4 月 1 日～雇用日から 1 年を経過する日」までとなりますので、ご注意ください。

5 提出書類

- (1) 事業計画書提出文
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html>
ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉一般 > 福祉・介護人材 > 外国人介護人材の確保に関する取組 > 長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について

6 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課介護人材係 あて郵送またはメールにより提出してください。
住所：〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 長野県庁
メールアドレス：kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

7 提出期限

令和6年4月から事業開始する場合：令和6年3月18日（月）

令和6年5月以降に事業開始する場合：前月の18日までに提出

（例：6月に事業開始する場合は5月18日までに提出）

※本補助金は予算の範囲内で交付します。提出された事業計画書の総額が予算額を上回った場合には、申込順等により調整を行う場合がありますので、事業計画の目途が立ったところで、お早めに提出してください。

8 留意事項

~~本照会は令和6年度当初予算成立後、速やかに事業を開始出来るようにするため、予算成立前に事業予定をお聞きしています。予算の執行は、令和6年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。~~

令和6年度当初予算が提案のとおり成立したため、予定通り事業を実施いたします。

（令和6年3月13日更新）

（問合せ先）

担 当 介護支援課介護人材係 高地、永田

電 話 026-235-7129（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp